

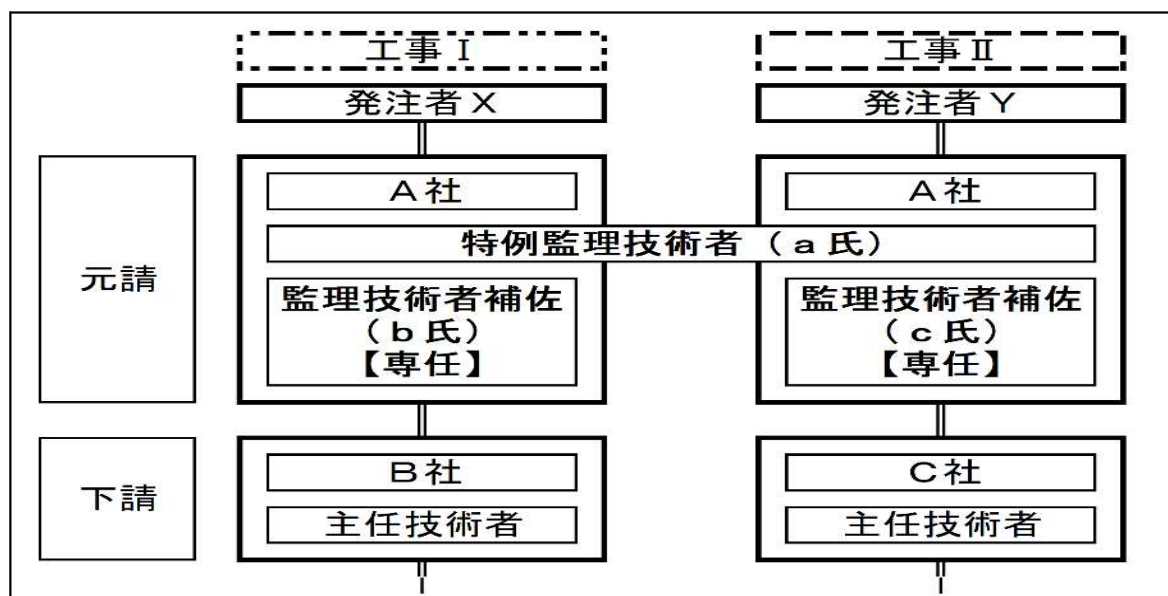
## 【参考】

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者  
及び監理技術者補佐の取扱いに係るQ & A

令和3年7月6日作成  
令和3年10月26日一部改正  
令和4年6月7日一部改正  
令和5年7月11日一部改正  
( 監 理 課 )

問 1	特例監理技術者制度とは何か。
回答 解説	<p>発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、当該工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金の総額が4,500万円(建築一式工事の場合は、7,000万円)となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。</p> <p>また、「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」である場合には、当該監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。</p> <p>ただし、監理技術者が行うべき職務を補佐する者(監理技術者補佐)を工事現場に専任で配置する場合は、当該監理技術者は2件まで兼務することができる。</p> <hr/> <p>※ 監理技術者が行うべき職務  ⇒ 工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指揮監督の職務</p>
参考	① 建設業法施行令第2条 ② 建設業法第26条 ③ 建設業法第26条の4 ④ 建設業法施行令第27条 ⑤ 建設業法施行令第29条

【イメージ図】



問 2	公共四部発注工事において、特例監理技術者の配置を認めない工事は。
回答 解説	<p>次のいずれかに該当する工事については、特例監理技術者の配置を認めないものとする。</p> <p><b>① 共同企業体として入札に参加又は工事を施工する工事</b></p> <p>【理由】</p> <p>「鹿児島県建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱（平成6年9月19日告示第1442号）」第3条に基づき、一定の工事金額以上の工事については特定JV（特定建設工事共同企業体）による入札参加を求めているところ。</p> <p>工事の規模が大きく技術的な難易度が高いことから、特定JVによる入札参加を求めているものであるため、この様な工事においては専任の技術者の配置を求め、特例監理技術者の配置を認めないこととする。</p> <p><b>② 低入札価格調査対象工事</b></p> <p>【理由】</p> <p>「鹿児島県低入札価格調査実施要領（平成8年11月1日）」に基づき、総合評価落札方式による工事等については、調査基準価格を設定し、当該価格未満の入札に対しては、低入札価格調査を行うこととしている。</p> <p>当該要領においては、調査基準価格を下回る者の落札については、監督体制の強化等を図ることとしており、監理技術者の兼任を認めることが適当でないため、低入札価格調査の対象となった工事については特例監理技術者の配置を認めないこととする。</p> <p><b>③ その他良好な施工の確保の観点から、監理技術者を専任で配置することが望ましいと発注者が認める工事</b></p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人家が近接しているなど、常に現場管理を必要とする工事など</li> </ul>

問2  
(継)

公共四部が発注する工事が①～③に該当しなくても、もう一方の工事(例：国、市町村等の発注工事)が①～③に該当した場合は特例監理技術者の配置は認められないので、発注者に提出される様式-1で確認をすること。

(様式-1)1/2

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

1 確認事項

特例監理技術者の配置を予定している場合、次の表の□にレ又は■を記入の上、一般競争入札においては入札参加申込時に、指名競争入札においては落札決定後に、本様式を提出すること。なお、工事途中に特例監理技術者を配置する場合においても、本様式を提出するものとする。

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している。
<input type="checkbox"/>	(1) 低入札価格調査の対象工事でない。(明らかな場合にのみチェック)
<input type="checkbox"/>	(2) 建設工事共同企業体により入札に参加又は工事を施工している者でないこと。
<input type="checkbox"/>	(3) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	(4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(主任技術者の有資格者に限る。)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
<input type="checkbox"/>	(5) 監理技術者補佐は入札参加者(受注者)と直接的かつ恒常的(3か月以上)な雇用関係にあること。
<input type="checkbox"/>	(6) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までであること。
<input type="checkbox"/>	(7) 特例監理技術者が兼務しようとする2件の工事が、同一の地域振興局若しくは支庁管内に属する、又は工事現場の相互間隔が概ね10km以内であること。
<input type="checkbox"/>	(8) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
<input type="checkbox"/>	(9) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
<input type="checkbox"/>	(10) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

【特例監理技術者が兼務できる地域】

上表(7)について、該当する□にレ又は■を記入し、必要事項を記載すること。

<input type="checkbox"/>	同一の地域振興局又は支庁管内の工事である。	
<input type="checkbox"/>	鹿 児 島 地 域	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村
<input type="checkbox"/>	南 薩 地 域	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
<input type="checkbox"/>	北 薩 地 域	阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町
<input type="checkbox"/>	始 良 ・ 伊 佐 地 域	霧島市、伊佐市、始良市、湧水町
<input type="checkbox"/>	大 隅 地 域	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
<input type="checkbox"/>	熊 毛 地 域	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
<input type="checkbox"/>	大 島 地 域	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

<input type="checkbox"/>	工事現場の相互間隔が概ね10km以内である。	
	工事現場の相互間隔	約 ( ) km

問3	公共四部発注工事において、特例監理技術者が兼務できる工事の範囲は。
回答解説	<p>通知2(3)</p> <p>公共四部が発注する工事においては、特例監理技術者が兼務しようとする2件の工事は次のア又はイを満たしていなければならない。</p> <p>{ ア 同一の地域振興局又は支庁管内に属する工事 イ 工事現場の相互間隔が概ね10km以内の範囲に属する工事</p> <p>なお、ア又はイを満たした場合であっても、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲でなければならない(監理技術者制度運用マニュアル)、発注者はこれに該当するか否かについて適切に判断しなければならない。</p> <p>特例監理技術者は工事現場への常駐や専任を求められるものではなく、「工事現場の巡回」とは、現場の施工管理を行う上で必要な巡回のことを指す。</p> <p>このことは、次の基準により判断することとする。</p> <p>① アについて</p> <p>同一の地域振興局又は支庁管内に属する工事であること。</p> <p>ただし、2件の工事箇所のうち少なくとも一方が離島の場合においては、他方の工事箇所と定期便により往復が可能であることを要件とする。</p> <p>なお、定期便は毎日の往復を必要とするものでないが、定期的に当該離島の工事現場へ往復できることが必要である。</p> <p>② イについて</p> <p>双方の工事現場において、最も近接する地点の直線距離が10km以内にあること。</p> <p>ただし、点在する箇所のある工事については、主たる工事箇所において距離を判断するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>※ 主たる工事箇所とは 点在する工事箇所のうち、最も工事規模が大きい箇所又は最も直接工事費が高額な箇所</p></div>

問3  
(継)

※ 「同一の地域振興局又は支庁管内」とは。

⇒ 鹿児島県を次のとおり、7つに区分した各地域を指す。

① 鹿児島地域

鹿児島市，日置市，いちき串木野市，三島村，十島村

② 南薩地域

枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市

③ 北薩地域

阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町

④ 始良・伊佐地域

霧島市，伊佐市，始良市，湧水町

⑤ 大隅地域

鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，大崎町，東串良町，  
錦江町，南大隅町，肝付町

⑥ 熊毛地域

西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町

⑦ 大島地域

奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，  
徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町

問 4	<p>監理技術者補佐になり得る者は。</p>
回答 解説	<p>監理技術者補佐になり得る者は、「当該建設工事に関し建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者」とされている。</p> <p>「政令で定める者」 ⇒ 法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であって監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ<u>国土交通大臣が定める要件に該当する者</u></p> <p>「国土交通大臣が定める要件に該当する者」 ⇒① 建設工事の種類に応じた、要件を満たしている者（別表参照） ② 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者</p> <p>※ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ ⇒ 一般建設業者の営業所の専任技術者になり得る者 また、主任技術者になり得る者</p> <p>※ 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハ ⇒ 特定建設業者の営業所の専任技術者になり得る者 また、監理技術者になり得る者</p>
参考	<p>① 建設業法第26条第3項 ② 建設業法第7条第2号 ③ 建設業法第15条第2号 ④ 建設業法施行令第28条 ⑤ 令和2年9月30日国土交通省告示第1057号</p>

## 【別表】

建設工事の種類	要件
土木一式工事	一級の第一次検定のうち検定種目を建設機械施工管理又は土木施工管理とするものに合格していること
舗装工事	
建築一式工事	一級の第一次検定のうち検定種目を建築施工管理とするものに合格していること
大工工事	
左官工事	
屋根工事	
タイル・れんが・ブロック工事	
鉄筋工事	
板金工事	
ガラス工事	
防水工事	
内装仕上工事	
熱絶縁工事	
建具工事	
とび・土工・コンクリート工事	
石工事	一級の第一次検定のうち検定種目を土木施工管理又は建築施工管理とするものに合格していること
鋼構造物工事	
塗装工事	
解体工事	
電気工事	一級の第一次検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格していること
管工事	一級の第一次検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格していること
しゅんせつ工事	一級の第一次検定のうち検定種目を土木工事施工管理とするものに合格していること
水道施設工事	
電気通信工事	一級の第一次検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格していること
造園工事	一級の第一次検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格していること



問5	<p>特例監理技術者の兼務を認める工事における、入札説明書や特記仕様書への記載例にある「同一の建設業者と締結する契約工期の重複する請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの」とは何か。</p>
回答解説	<p>専任の監理技術者については統合的な管理を行う性格上、二以上の工事を兼任することはできない。</p> <p>ただし以下の①、②の要件を満たせば全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を同一の工事とみなして、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することが可能。</p> <p>要件①：契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること  要件②：それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるもの  ※ ただし、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。</p>
参考	国土交通省 九州地方整備局「よくわかる建設業法」

問 6

特例監理技術者や監理技術者補佐と現場代理人との兼任の可否は。

(1) 監理技術者補佐が、それぞれの工事の現場代理人を兼任しようとする場合

	〔工事Ⅰ〕	〔工事Ⅱ〕
特例監理技術者	a 氏	
監理技術者補佐	b 氏	c 氏
現場代理人	b 氏	c 氏

可否	可
根拠	建設工事請負契約書第10条第5項

(2) 監理技術者補佐が、他方の工事の現場代理人を兼任しようとする場合

	〔工事Ⅰ〕	〔工事Ⅱ〕
特例監理技術者	a 氏	
監理技術者補佐	b 氏	c 氏
現場代理人	b 氏	b 氏

可否	不可
根拠	①監理技術者補佐（b 氏）は専任での配置が必要であるため。 ②監理技術者を配置する工事においては、当初請負金額の合計が8,000万円以上となることは明らかであるため。 （令和5年3月3日付け土木部長通知「現場代理人の兼任に関する運用の一部見直し及び試行期間の延伸について」）

(3) 特例監理技術者が、双方の工事の現場代理人を兼任しようとする場合

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
特例監理技術者	a氏	
監理技術者補佐	b氏	c氏
現場代理人	a氏	a氏

可否	不可
根拠	監理技術者を配置する工事においては、当初請負金額の合計が8,000万円以上となることは明らかであるため。 （令和5年3月3日付け土木部長通知「現場代理人の兼任に関する運用の一部見直し及び試行期間の延伸について」）

(4) 特例監理技術者が、一方の工事の現場代理人を兼任しようとする場合

	工事Ⅰ	工事Ⅱ
特例監理技術者	a氏	
監理技術者補佐	b氏	c氏
現場代理人	a氏	c氏

可否	可能
根拠	建設工事請負契約書第10条第5項

(5) 特例監理技術者が、当該制度の適用と関係がない第三の工事の現場代理人と兼任しようとする場合

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
特例監理技術者	a氏		主任技術者
監理技術者補佐	b氏	c氏	
現場代理人	b氏	c氏	a氏

可否	不可
根拠	建設業法第26条第4項及び建設業法施行令第29条の規定により、特例監理技術者が兼務可能とされている工事現場の数は2件までとされているため。

(6) 監理技術者補佐が、当該専任で配置される工事の現場代理人に加え、第三の工事の現場代理人を兼任しようとする場合

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
特例監理技術者	a氏		主任技術者
監理技術者補佐	b氏	c氏	
現場代理人	b氏	c氏	c氏

可否	不可
根拠	監理技術者補佐（c氏）は、専任での配置が必要であるため。

問7	公共四部が発注する工事において、特例監理技術者の配置の申請を行うための工事の要件は。																
回答解説	<p>特例監理技術者制度を適用する2件の工事について、<u>少なくとも一方は落札決定通知を受けている必要があるものとする。</u></p> <p>つまり、双方の工事がいずれも入札手続き中のものについては特例監理技術者制度の適用は認められない。</p> <p>ここで「入札手続き中」とは入札公告から落札決定通知までの期間を言い、<u>2件目の工事（後発工事）の公告日の前日までに1件目の工事（先発工事）の落札決定通知を受けていることを要件とする。</u></p> <p>なお、特例監理技術者制度の配置の申請に当たっての具体的な手続の流れについては、問9を参照</p> <p>【参考：特例監理技術者制度の適用可否】</p> <table border="1" data-bbox="300 920 1050 1238"><thead><tr><th></th><th>先発工事の状況</th><th>後発工事の状況</th><th>可否</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>入札手続き中</td><td>入札手続き中</td><td>×</td></tr><tr><td>②</td><td>落札決定通知後</td><td>入札手続き中</td><td>○</td></tr><tr><td>③</td><td>工事施工中</td><td>工事施工中</td><td>△(※)</td></tr></tbody></table> <p>※ ③のように双方の工事が施工中に特例監理技術者制度を適用する場合は、少なくとも一方の工事において監理技術者の変更が生じることとなる。 配置技術者の途中交代については、共通仕様書に定める要件を満たす必要がある。</p> <div data-bbox="331 1473 1401 2027" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>第〇条 配置技術者等の途中交代</p><p>1 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。</p><p>(1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p><p>(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点</p><p>(3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合</p><p>2 上記1のいずれかの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。</p></div>		先発工事の状況	後発工事の状況	可否	①	入札手続き中	入札手続き中	×	②	落札決定通知後	入札手続き中	○	③	工事施工中	工事施工中	△(※)
	先発工事の状況	後発工事の状況	可否														
①	入札手続き中	入札手続き中	×														
②	落札決定通知後	入札手続き中	○														
③	工事施工中	工事施工中	△(※)														

問8	一般競争入札（総合評価落札方式・事後審査型）の手続の流れは。
回答 解説	<p>＜前提＞ 監理技術者の配置を要する工事（以下「先発工事」という。）について、監理技術者としてX氏を配置し施工中であるA社が、一般競争入札（総合評価落札方式・事後審査型）にかけられた工事（以下「後発工事」という。）にX氏の配置を申請するものとする。</p> <p>※ <u>県公共四部では、令和3年7月15日以降に公告又は指名通知を開始する工事について特例監理技術者制度を適用することとしており、本間における先発工事、後発工事いずれも当該要件を満たすものとします。</u></p> <p>.....</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><b>【注意！】</b> <u>下請金額が4,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上と ならない場合、監理技術者の配置はできない。</u> したがって、特例監理技術者制度の適用を前提として落札者決定されたが、実際の下請金額が一定金額に満たない場合は、当該制度を適用できず、主任技術者を配置しなければならず、先発工事と後発工事の兼任もできないことに注意が必要 落札決定後にこのような事態に陥ると指名停止や契約違反等になる恐れがあるので、確実に下請金額が一定金額以上になることが明らかなる場合に制度を適用する、又は配置予定技術者を複数人立てるなどの対応が必要</p></div> <p>(1) <u>先発工事における手続</u></p> <p>① <b>【A社の対応】</b> 先発工事における特例監理技術者制度の適用について、様式-1及び必要な提出書類を添えて、工事打合せ簿により工事担当者へ協議する。</p> <p>② <b>【工事担当者の対応】</b> ①について「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」を満たしているかを課内で審査し、その結果について工事打合せ簿で回答する。 なお、2件の工事の位置関係の判断については、問4の基準による。</p> <p>③ <b>【A社の対応】</b> ②において①への承諾が認められた場合は、当該工事打合せ簿の写しを、後発工事の入札参加申込書の受付締切期限までに、契約担当者へ提出する。</p>

問8  
(継)

**(2) 後発工事における手続**

① 【A社の対応】

特例監理技術者制度の適用を検討していることの意味表示のため、技術資料の受付締切期限までに、様式-1及び必要な提出書類を提出する。

② 【A社の対応】

入札参加申込書の受付締切期限までに、先発工事において特例監理技術者制度の適用の承諾があったことを証する、工事打合せ簿の写しを提出する。

**※ 技術資料における配置予定技術者のうち、複数名について特例監理技術者制度の適用を予定している場合は、その全ての者について①及び②の手続が必要**

③ 開札の結果、A社を落札候補者に決定

④ 【契約担当者の対応】

課の入札契約手続運営委員会において、A社（落札候補者）について、先発工事での特例監理技術者制度の適用が可能であることを前提に、後発工事での特例監理技術者制度の適用の可否を判断

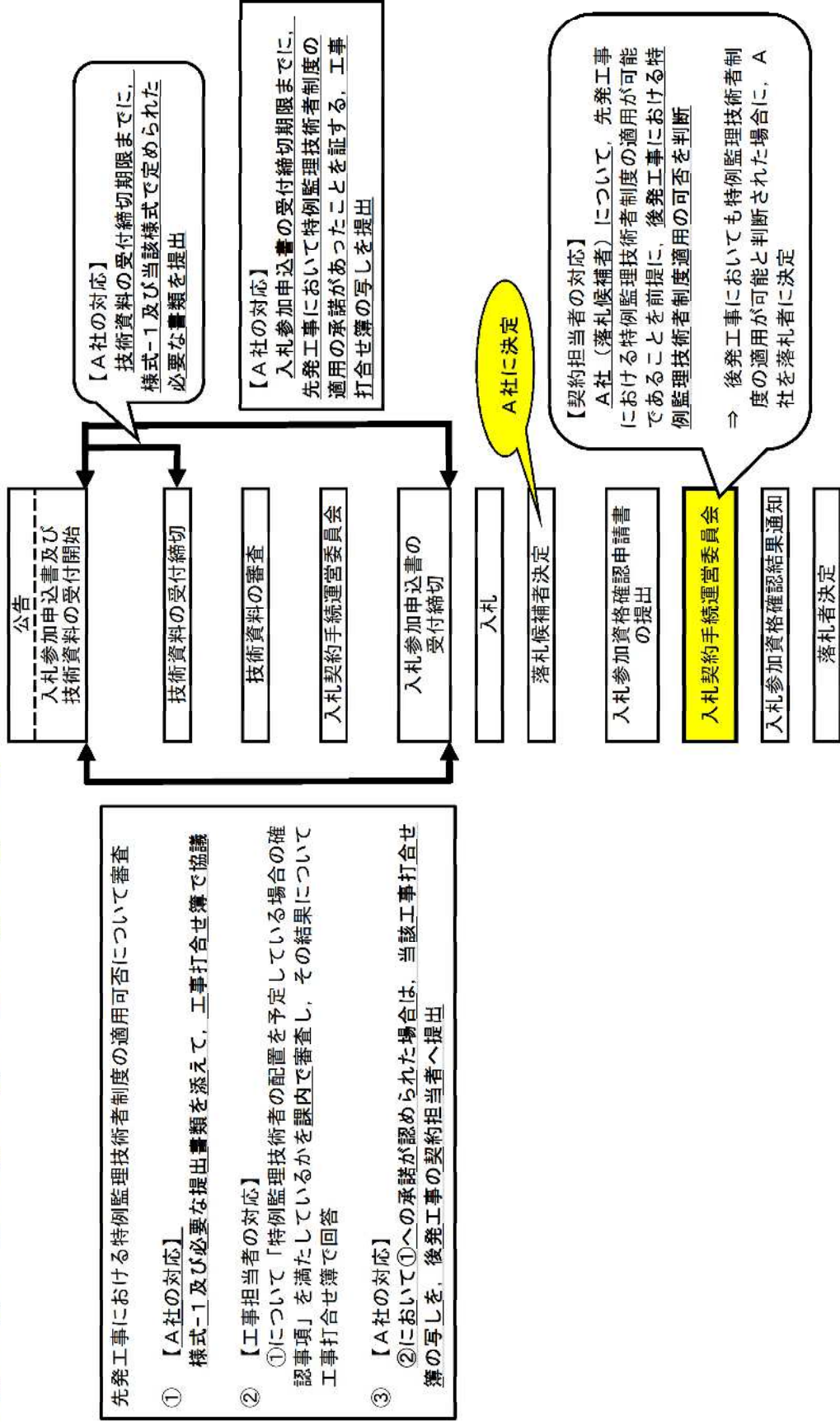
**⇒ 後発工事においても特例監理技術者制度の適用が可能と判断された場合に、A社を落札者に決定**

# 後発工事が一般競争入札（総合評価落札方式・事後審査型）の場合の手続フロー図

先発工事（R3.7.15以降に公告又は指名通知を開始）

後発工事（R3.7.15以降に公告を開始）

※ 後発工事の公告日の前日までに、先発工事の落札決定通知を受けていなければならない。（問8参照）



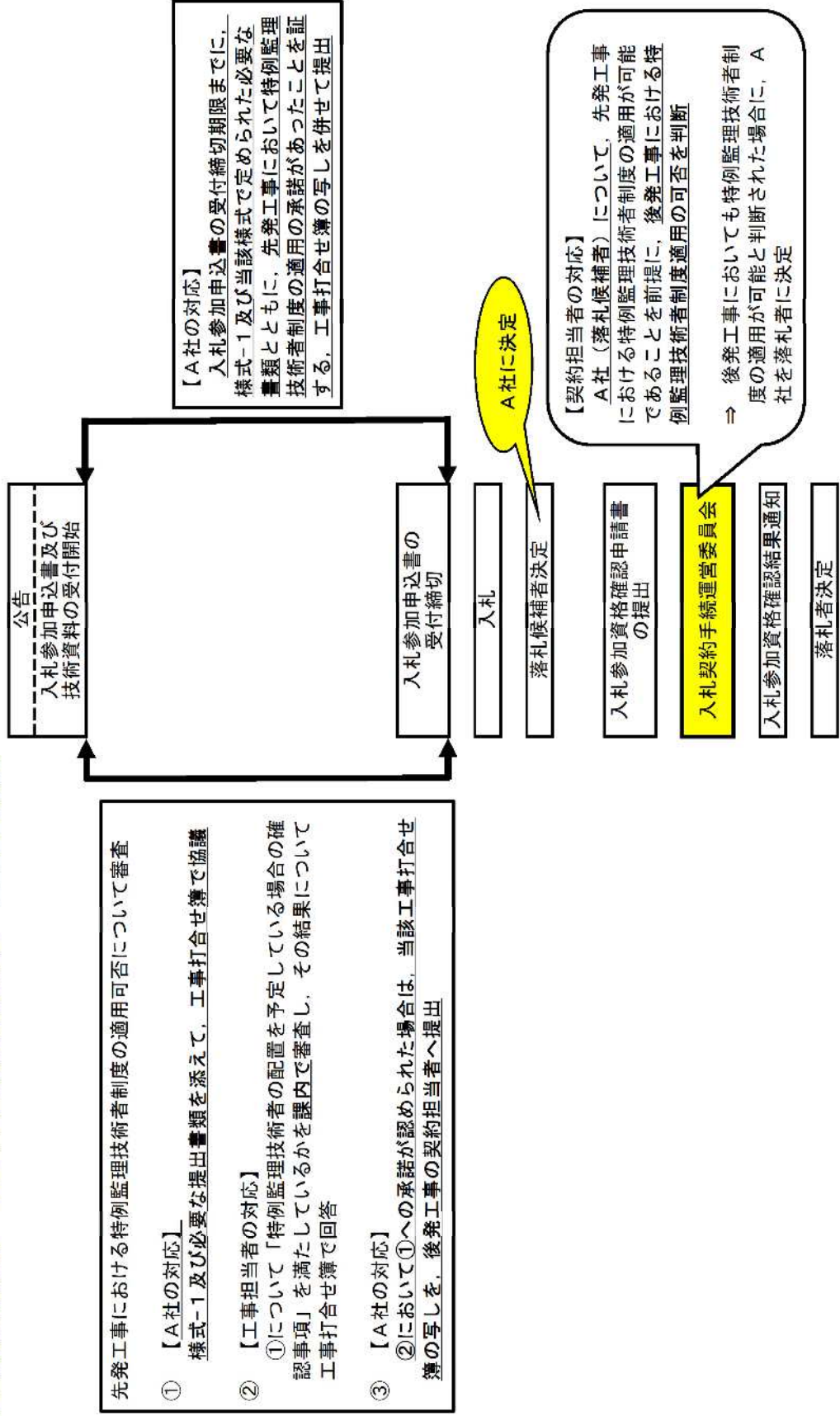


【参考】後発工事が一般競争入札（価格競争）の場合の手続フロー図

先発工事 (R3.7.15以降に公告又は指名通知を開始)

後発工事 (R3.7.15以降に公告を開始)

※ 後発工事の公告日の前日までに、先発工事の落札決定通知を受けていなければならない。(問8参照)



様式 9

### 工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	○年○月○日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
工事名	×××工事【先発工事】		請負者名	A社
<p>(内容)</p> <p><b>【記載例】</b> 特例監理技術者制度の適用による監理技術者の兼任について(協議)</p> <p>「×××工事(先発工事)」において監理技術者として配置しているX氏について、現在入札公告中の「△△△工事(後発工事)」における配置予定技術者として入札参加申込をしたいと考えております。</p> <p>「△△△工事(後発工事)」の落札決定を受け、受注した場合は、特例監理技術者制度を適用し、「×××工事(先発工事)」の監理技術者と兼任させる予定であるので、あらかじめ「×××工事(先発工事)」における特例監理技術者制度の適用について協議します。</p> <p>提出資料【例示】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・(様式-1)特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項</li><li>・(様式-2)特例監理技術者の配置申請書</li><li>・配置を予定する監理技術者補佐の資格を証する書類</li><li>・配置を予定する監理技術者補佐の雇用関係を証する書類</li><li>・「×××工事(先発工事)」と「△△△工事(後発工事)」との位置関係を示す書類</li><li>・特例監理技術者と監理技術者補佐の業務の分担等を示す書類</li></ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>添付図 葉、その他添付図書</p>				
処理	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> 緊急を要するものであるため、工事打合せ簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> その他 [ ] 年月日: ○年○月○日		
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [ ] 年月日:		

課長	係長	総括 監督員	監督員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者

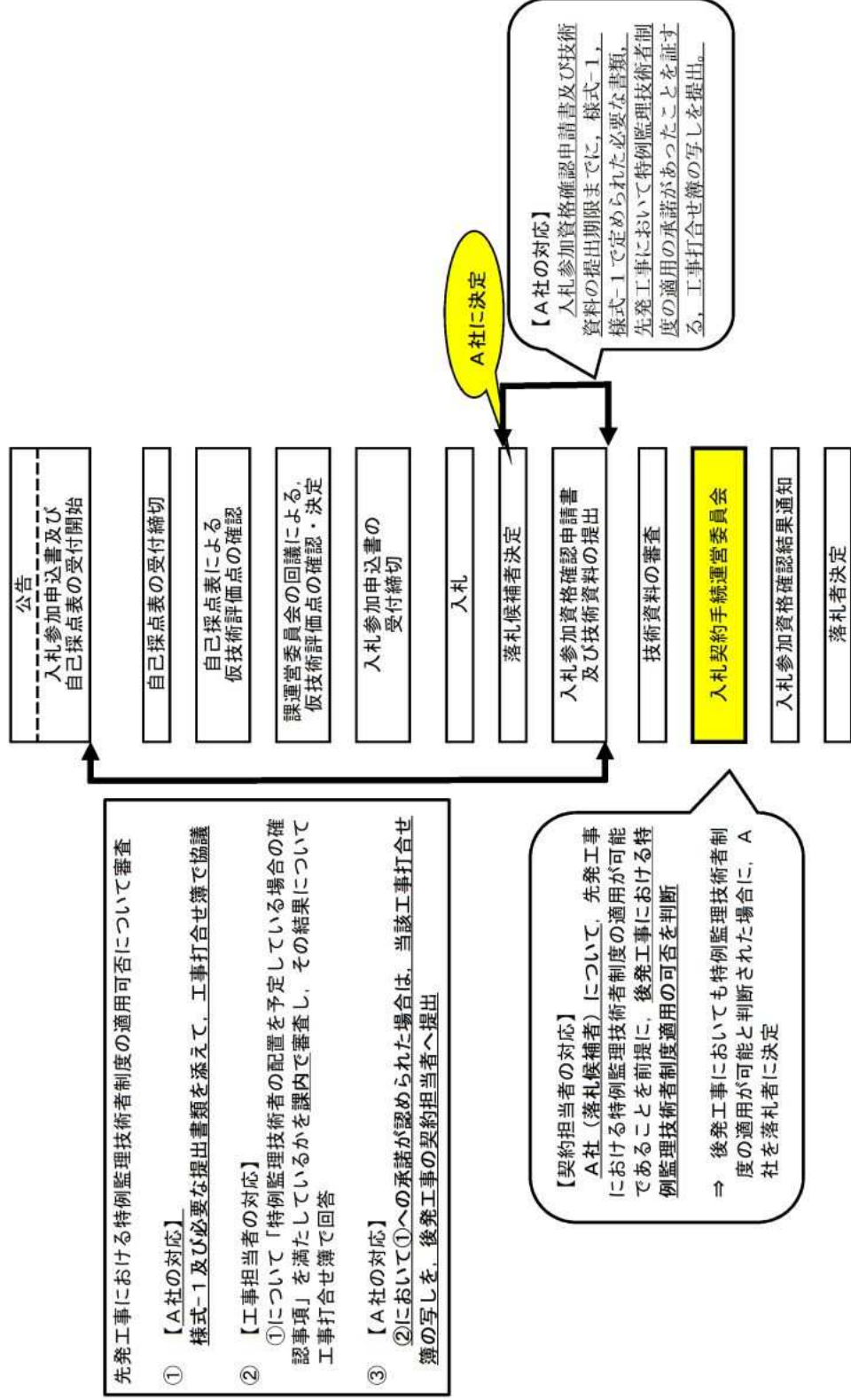
問 9	一般競争入札（総合評価落札方式・事後審査型（自己採点方式））の手続の流れは。
回答 解説	<p><b>※前提及び注意については「問 9」参照</b></p> <p><b>(1) 先発工事における手続</b></p> <p>① 【A社の対応】 先発工事における特例監理技術者制度の適用について、様式-1及び必要な提出書類を添えて、工事打合せ簿により工事担当者へ協議する。</p> <p>② 【工事担当者の対応】 ①について「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」を満たしているかを課内で審査し、その結果について工事打合せ簿で回答する。 なお、2件の工事の位置関係の判断については、問 4 の基準による。</p> <p>③ 【A社の対応】 ②において①への承諾が認められた場合は、当該工事打合せ簿の写しを、後発工事の入札参加資格確認申請書及び技術資料提出期限までに、契約担当者へ提出する。</p> <p><b>(2) 後発工事における手続</b></p> <p>① 【A社の対応】 特例監理技術者制度の適用を検討していることの意味表示のため、入札参加資格確認申請書及び技術資料提出期限までに、様式-1、様式-1で定められた必要な書類、先発工事において特例管理技術者制度の適用の承諾があったことを証する、工事打合わせ簿の写しを提出。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>※ 技術資料における配置予定技術者のうち、複数名について特例監理技術者制度の適用を予定している場合は、その全ての者について①の手続が必要</b></p> </div> <p>② 【契約担当者の対応】 課の入札契約手続運営委員会において、A社（落札候補者）について、先発工事での特例監理技術者制度の適用が可能であることを前提に、後発工事での特例監理技術者制度の適用の可否を判断。</p> <p><b>⇒ 後発工事においても特例監理技術者制度の適用が可能と判断された場合に、A社を落札者に決定。</b></p>

【特例監理技術者】後発工事が一般競争入札（総合評価落札方式（自己採点方式））の場合のフロー図

先発工事（R3.7.15以降に公告又は指名通知を開始）

後発工事（R3.7.15以降に公告を開始）

※ 後発工事の公告日の前日までに、先発工事の落札決定通知を受けていなければならない。



先発工事における特例監理技術者制度の適用可否について審査

- ① 【A社の対応】  
様式-1及び必要な提出書類を添えて、工事打合せ簿で協議
- ② 【工事担当者の対応】  
①について「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」を満たしているかを課内で審査し、その結果について工事打合せ簿で回答
- ③ 【A社の対応】  
②において①への承諾が認められた場合は、当該工事打合せ簿の写しを、後発工事の契約担当者へ提出

【契約担当者の対応】  
先発工事A社（落札候補者）において、先発工事における特例監理技術者制度の適用が可能であることを前提に、後発工事における特例監理技術者制度適用の可否を判断  
⇒ 後発工事においても特例監理技術者制度の適用が可能と判断された場合に、A社を落札者に決定